

道立青少年教育施設等における長期休業期間中の教員研修の受入に伴う実施要綱

平成 24 年 7 月 3 日生涯学習課長決定

平成 26 年 5 月 23 日一部改正

1 趣旨

本道の子供たちが抱える、いじめ・不登校や心の健康問題の増加、生活習慣や生活リズムの乱れ、コミュニケーション能力の低下などの様々な課題への対応のため、教員研修の場として道立青少年教育施設や道立図書館を積極的に活用し、児童生徒の実態等に応じた適切な教育活動の充実に資する。

2 受入内容

(1) 研修目的

- ア 青少年教育施設における体験学習法の理論と実際を学ぶ
- イ 野外活動における安全管理の理論と実際を学ぶ
- ウ 校外学習プログラムの企画の理論と実際を学ぶ
- エ その他社会教育との連携に関する理論と実際を学ぶ

(2) 受入先

施設名	住所
道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川	砂川市北光496番地の25
道立青少年体験活動支援施設ネイパル深川	深川市音江町2丁目7-1
道立青少年体験活動支援施設ネイパル森	森町字駒ヶ岳657-15
道立青少年体験活動支援施設ネイパル北見	北見市常呂町栄浦365番地1
道立青少年体験活動支援施設ネイパル足寄	足寄町常盤3番地
道立青少年体験活動支援施設ネイパル厚岸	厚岸町愛冠6
道立図書館	江別市文京台東町41番地

(3) 受入日

長期休業期間中における道立青少年教育施設及び道立図書館の主催事業等の実施日とする。

(4) 申込方法

- ア 参加を希望する主催事業等の実施の1週間前までに別途定める様式により各道立青少年教育施設または道立図書館へ申し込むこととする。
- イ 同一事業への参加希望が多数の場合、各道立青少年教育施設または道立図書館において受入可否を調整する。

(5) その他

- ア 参加に係る旅費等は、自己負担とする。
- イ 施設に宿泊しながら研修する場合は、使用料や食事料など、所定の費用を自己負担とする。